

## 喜多方市

# 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成

住民税非課税世帯等の方へ、初回の妊娠判定受診にかかる費用を一部助成します。

### ★対象者

住民税非課税世帯または生活保護世帯で次の条件に当てはまる方

- 申請日及び医療機関を受診した時点で喜多方市に住民票がある方
- 令和6年4月1日以降、妊娠判定のために産科医療機関を受診し、喜多方市に妊娠の届け出をした方
- 世帯の課税状況の確認に同意すること
- 医療機関等の関係機関との情報共有に同意すること

### ★助成対象費用

初回の妊娠判定受診にかかる費用の一部

### ★助成額

1回の妊娠に係る判定につき、10,000円を上限とします。

※ 実際に支払った額と上限額のいずれか少ない額となります。

### ★申請方法

医療機関を受診した日から6カ月以内に申請してください。

詳細については、市のホームページをご覧ください。下記問い合わせ先へご連絡ください。

#### 【申請に必要なもの】

- 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書  
(名前、診療年月日、医療機関名が記載されたもの)
- 申請者の本人確認  
(運転免許証又はマイナンバーカード等)
- 振込先口座がわかるもの  
(キャッシュカード又は通帳 (ゆうちょ銀行は必要))

### ★問い合わせ先

〒966-8601

喜多方市御清水東7244番地2

喜多方市 保健福祉部 社会福祉課 子ども家庭総合支援班 (こども家庭センター)

☎ 0241-23-5028